

令和3年11月定例会 総務委員会（付託）

令和3年12月7日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井下委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】

- 令和4年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針について（資料1）
- 令和4年度に向けた監察局の施策の基本方針について（資料2）
- 令和4年度に向けた出納局の施策の基本方針について（資料3）

仁井谷経営戦略部長

経営戦略部から、1点御報告申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

令和4年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針についてでございます。

経営戦略部におきましては、アフターコロナをけん引する県庁DX・GXの加速をテーマとして掲げまして取組を推進してまいりたいと考えております。

まず、現状と課題でございますが、アフターコロナを俯瞰した質の高い行政サービスの創出やデジタル田園都市国家構想実現を見据えた行政のデジタル化が求められております。あわせて、三つの国難打破に向けた財源の確保が求められております。

これらに対応するための方向性としていたしましては、働き方の新たなスタイルの実現による新しい時代にふさわしい行政サービスの提供やDX、デジタルトランスフォーメーションの具現化、さらには、未来投資を支える持続可能な財政基盤の確立を図ってまいりたいと考えておりまして、大きく四つの柱、ヒト、モノ、情報、カネの施策に取り組んでまいります。

まず、ヒトにつきましては、テレワークをはじめとした新たな執務環境の確立はもとより、電子決裁100パーセントの実現や契約手続のオンライン化など県庁DXを推進し、新しい働き方を実現してまいります。

モノにつきましては、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの電動車や再生可能エネルギー電力の積極的な導入により、県庁GXを推進し、脱炭素社会の実現に寄与してまいります。また、リタイアインフラなど既存ストックの戦略的な活用により新たな価値の創造に努めてまいります。

情報につきましては、SNSを活用したメディアミックス広報により、各ターゲットに向け、より効果の高い戦略的情報発信を展開するとともに、ダイバーシティの視点に立

ち、記者会見における手話の導入や動画における字幕の活用など、きめ細やかな広報を行います。

最後にカネにつきましては、施策推進に必要な財源確保のため、不断の歳入・歳出改革を進めるとともに、納税手続の電子化など県税収納のスマート化を図ってまいります。

これらの取組により、新しい時代に対応した県行政を展開することで、県民サービスの向上を図ってまいります。

経営戦略部の報告事項は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

藪下監察局長

続きまして、監察局から令和4年度に向けた監察局の施策の基本方針について、御報告をさせていただきます。

資料2を御覧ください。

監察局といたしましては、公平、公正な県政の推進、県民参加による県政の推進を二つの柱として、具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

まず、公平、公正な県政の推進についてでございます。

1点目の不祥事根絶、不当要求行為への対応につきましては、公益通報制度や定期監察、特別監察などの重層的チェックにより、職員の適正な職務執行の確保に取り組んでまいります。

2点目の適正な行政運営の確保につきましては、財務事務の適正な執行を確保するため、内部統制制度を通じてノーリスクの実現に努めるとともに、より正確で適正な文書、法制執務を確保するため、DXを活用し、文書審査のデジタル化を推進してまいります。

3点目の農林水産団体、社会福祉法人、公益法人等に対する厳正な検査の実施につきましては、アフターコロナを見据え、DXを活用したリモート検査等、新たな検査手法を構築してまいります。

次に、県民参加による県政の推進についてでございます。

1点目のとくしま丸ごとAIコンシェルジュ等による情報発信につきましては、県ホームページ上で運用しておりますFAQシステム、とくしま丸ごとAIコンシェルジュを活用し、県政情報を積極的に発信するとともに、県庁コールセンター、すだちくんコールの習熟度アップにより、県民のサービス満足度を向上させてまいります。

2点目の県政運営評価戦略会議による提言につきましては、アフターコロナを見据えた行動計画や総合戦略の抜本的見直しと新たな施策展開へつなげる提言を重視した評価を推進してまいります。

3点目の県民目線の施策展開につきましては、パブリックコメントやとくしま目安箱による県政への県民参加を促進するとともに、県庁舎見学や県政バス等におきまして、新たに若者目線を取り入れた広聴事業を展開してまいります。

監察局の報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

近藤会計管理者

続きまして出納局から、令和4年度に向けた出納局の施策の基本方針につきまして、御報告をさせていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

出納局では、デジタル化の加速による県民サービスの向上とバックオフィス業務の効率化を推進してまいります。

まず県民サービスの向上といたしまして、左側の3項目でございます。

1点目の一般歳入金キャッシュレス決済スタートを目指し、現在、鋭意準備を進めているところであり、まず、自動車保有関係手続のワンストップサービスは年明けから運用を開始、また、一般歳入金のコビニ収納やキャッシュレス決済は4月から運用開始を予定しております。運用後は24時間365日、また非接触、非対面で納付が可能となるなど県民の皆様の利便性向上に取り組んでまいります。

2点目の工事検査の効率化と技術継承では、タブレット端末の活用による現場完結型検査の実践に加え、工事現場を疑似体験しながら施工上の留意点を解説したVR動画研修の実施、また検査時の指導事項をAI-FAQに順次蓄積することで検査の着眼点や工夫事例などのアドバイス機能を充実してまいります。

3点目の大規模災害時の資金安定供給体制の構築では、リモート相談訓練、支払データ送信訓練など、関係機関と連携した訓練の深化を図りますとともに、被災者支援制度に関するAI資金コンシェルジュの精度向上など災害対応力の強化を図ってまいります。

次に、バックオフィス業務の効率化といたしまして、右側の3項目でございます。

1点目は全庁的な未収金対策の推進でございます。

昨年度は新型コロナの影響で一時的に未収金が増加しましたが、削減目標を更に2億円上積みし、新たな目標達成に向け全庁的な取組を強化するなど、引き続き、県民負担の公平性、歳入確保に努めてまいります。

2点目の電子決裁の推進では、調定業務、支出業務に順次導入するとともに、セキュリティを確保するなど、ペーパーレス化の促進、テレワーク環境の整備に取り組んでまいります。

3点目のRPA、AI-OCRの活用促進では、財務事務関係所属と連携しながらAI-OCRでデータ読み取り、RPAでシステム自動入力のほか、汎用性の高い業務への適用を推進してまいります。

出納局からは以上でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

井下委員長

以上で、報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

梶原委員

まずは1点、監察局のとくしま丸ごとAIコンシェルジュはどういった内容なのか、もう少し教えていただきたいと思っております。

溝杭県庁ふれあい室長

とくしま丸ごとA I コンシェルジュにつきまして、御質問がございました。

これまで県民の皆様をはじめ、日々寄せられる県政全般に係るお問合せにつきまして、県庁1階の県庁ふれあいセンター、すだちくんテラスでありますとか、電話でのコールセンター、すだちくんコールといった、いわゆる人的対応によりお答えしてきたところでございますけれども、夜間休日の対応、外国の方からの照会が想定されるため、更なるサービス向上が求められていたところでございます。

そこで、県民の皆様はもとより、移住希望者や外国人労働者、観光客など様々な方からの問合せに総合的に対応することを目的といたしまして、令和2年4月に24時間365日対応し、かつ外国語にも対応したとくしま丸ごとA I コンシェルジュを県のホームページに開設したところでございます。

これまで1万4,000件ほどの問合せがございまして、利用者からの満足度も約70パーセントになっているという状況からでございます。県民サービスの向上に一定の効果があるものと考えております。

梶原委員

これは多言語対応ということで、何か国語でしょう。

溝杭県庁ふれあい室長

言語につきましては、日本語と英語、中国語、中国語は簡体と繁体、韓国語、ベトナム語の5か国語6言語に対応しております。

梶原委員

ホームページ上でその言語で質問を打ち込んだら、県のほうから回答が返ってくると、そういうものですか。

溝杭県庁ふれあい室長

質問を入れるフォームとカテゴリを選択して選ぶ方法と二つございますが、いずれにしてもお問合せを頂いて、それに対して回答するというような形でございます。

梶原委員

すばらしいシステムができたと思います。ありがとうございました。

次に、公有財産の有効活用についてお聞きしたいと思います。

今、県の公有財産で利用されていない土地や建物について、今後の活用の予定が未定のものが、徳島県の公有財産活用リストにリストアップされております。

これを見ましたら、全部で25物件ありまして、今7物件が売却済みとなっておりますけれども、他の物件について、今後売却の予定とか利用の見通しについて、全体的な状況を教えていただきたいと思います。

吉田管財課長

ただいま、未利用財産の活用について御質問を頂いております。

未利用財産の有効活用に関して、副知事をトップに、各部局長をメンバーとして構成いたします公有財産最適化推進会議におきまして、全庁的に検討を行うこととしております。

基本的な方針といたしまして、まずは県における利活用を検討する。そして、県における利活用の見込みが将来的にもないという場合には、国若しくは市町村での積極的な活用を打診し、そしてもし国や市町村でも将来的に活用が見込まれないという場合には、歳入確保という観点もございますので、売却とか処分の対象とすることとしているところでございます。

ただいま御質問いただきました現在の未利用財産につきましても、基本的に売却ということで進めているところでございます。現在残っている分につきましても、問合せがあるものもございますので、引き続き歳入確保の観点から売却に向けた手続を進めているところでございます。

梶原委員

そのリストの中で少し気になるのは、県有地の西新町の経済センター跡地で約520坪という広い土地があります。西新町は紆余曲折、様々ありましたが、今徳島市と再開発組合との間で令和3年度から令和9年度の間には総事業費の110億円程度を掛けてマンション、ホテル、川の駅、商業施設を造るという計画が進んでおります。この経済センターの跡地が再開発の範囲に含まれるかどうかは分からないのですが、いずれにしても近接の土地で520坪とかなり広い土地ですので有効活用してもらいたいと思うのです。

この辺については県はどのような認識を持たれているのか、教えていただきたいと思っております。

吉田管財課長

旧徳島経済センター、西新町の跡地について御質問を頂きました。

県有地でございます旧の徳島経済センター跡地につきましては、センターが徳島市南末広町へ移転、改築したことに伴いまして、建物が解体、撤去されたため、平成25年8月末に県のほうに返還されたところでございます。

この土地につきましては、委員の御紹介にもあったように、徳島市の中心市街地に位置しておりまして、約1,700平方メートルのまとまった面積を有します貴重な県有地であると考えているところでございます。今後の利活用に関しましても、中心市街地の活性化を含めまして、様々な可能性を持つ土地であると考えているところでございます。

県の担当課に確認したところでは、現在のところ、先ほど委員がおっしゃった新町西地区の市街地再開発事業の対象地域には含まれていないということでございますけれども、仮にお話を頂いた際には、中心市街地の活性化などの様々な公益的な観点も考慮しながら、検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

梶原委員

本当に重要な土地だと思いますので安易に売却されないように、その辺はしっかりと再開発の進行具合も見て、西新町は長年の間大変な状況で、住民の方も長年苦しまれてきたという状況もございますので、是非有効活用していただいて、県としても最大限の協力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、旧聾学校跡地と旧動物園跡地の3万3,000平方メートルという大きな土地がございます。これも県有地が一部含まれているとお聞きしているのですけれども、こちらについてはどのような状況か、教えていただきたいと思います。

吉田管財課長

ただいま御質問いただきました土地につきましては、徳島市の中心部、中徳島町二丁目に所在する徳島市立動物園の跡地1万8,879平方メートルの市有地に加えまして、その北側にごございました旧の聾学校跡地、8,247平方メートルの県有地と、その北側に6,670平方メートルの国有地からなる、委員も御紹介いただきましたとおり3万3,796平方メートルという非常に広大な国公有地となっております。

この国公有地の最適利用につきましては、徳島県と徳島市、四国財務局で構成いたします徳島市における国公有財産最適利用推進協議会を平成29年11月14日に立ち上げまして、以降、継続的に集まって協議をしているところであり、この場の中で最適利用に向けた検討を行っているところでございます。ただ、平成30年5月2日に徳島市が設置した徳島市新体育館整備検討会議のほうで、新体育館の候補地として一度出たことはあるのですが、市のほうに確認した現状では、その後の話は進んでいないということでございまして、今のところ跡地の利用についてははっきりした計画はないという状況でございます。

いずれにいたしましても、今後とも長期的な視点から、県民や市民のための利活用策について、財政負担を最小に抑えつつ、公共目的を最大限達成することを目指した事業を官民連携で企画する可能性を探っていくなど、この協議会等を活用して、県と市、四国財務局が一体となって検討してまいりたいと考えているところでございます。

梶原委員

今、官民連携してとおっしゃっておられましたけれども、以前、阿波おどりのときに、テント民泊ですか、徳島の青年商工会議所の方がやられていたと思うのですがああいった取組とか、民間でも様々なアイデアがあって、この土地を使いたいと言う方もいると思いますので、柔軟に、余り塩漬け状態が長く続かないように、本当に大事な土地ですので活用を図っていただきたいと思います。

最後に要望ですが、ほかに南島田の旧徳島テクノスクール、これも約4,000坪という広い土地があります。また、リストアップされた物件の中には、なかなか売却しようにも売却が難しいというのもあると思いますので、民間で活用できるものがあれば、その辺は柔軟に対応していただいて、活用を図っていただきたいと思いますし、私は地元なので特に気になるところが、吉野本町にある旧県営住宅です。住宅地のど真ん中で、今、廃屋みたいな感じで、非常に景観上も衛生的にも良くないと思います。こういった、本当に街中にどんとあるようなところは速やかに対策を練っていただかないと、住民の方もずっと気になっておりますので、その点も併せて関係部署としっかり連携していただい

て、対応していただきたいと思います。

原委員

御配付いただいた資料に基づいて質問させていただきたいと思います。

資料3になりますが、キャッシュレス決済がスタートするという事で、県民の利便性向上、決済の多様化に対応していくということですが、この手数料は一体幾らになるのか教えていただけますか。よろしく願いいたします。

香川出納局副局長

委員から、今回、施策の基本方針で提案させていただいておりますキャッシュレス決済の手数料についての御質問を頂戴いたしました。

こちらにつきましては、幾つか方法がございます、マルチペイメントというものを使う場合とコンビニ収納等がございます。

マルチペイメントというのは、インターネットバンキング等を使うものでございますが、こちらにつきましては1件当たり48円程度と消費税でございます。また、コンビニ収納につきましては60円掛ける消費税という単価になってございます。

原委員

それは、他の手数料サービスと比べて安いのか高いのか普通なのか、教えていただけますか。

香川出納局副局長

現状は納付書をお持ちいただきまして銀行のほうで納付していただいております、その場合につきましては銀行に12円をお支払いしております。今回のキャッシュレス決済の中でのワンストップサービスにつきましても、来年1月からスタートでございますけれども、こちらは収入証紙でお支払いいただいております、1件当たりではございませんで、3.3パーセントをそれぞれ金額に掛けるような形で手数料を設定してございます。

原委員

これから県民の利便性を向上していくということですが、多様化に求められることはどれだけ周知していくかということが大事と思うので、やっぱり特色を出すという意味でこの手数料というのを無料にはできないのか。ちょっと難しいとは思いますが、徳島県としてデジタル化を推進していく以上、利便性を上げていくには皆様に周知して利用してもらうというのが重要だと思いますので、何か特色を付けていくことが最重要課題と僕は思っております。何かできませんか。

香川出納局副局長

手数料等を含めた特色ということで御質問を頂いたところでございます。

先ほど御説明が十分でなかったと思いますけれども、手数料につきましては県側で負担し、県民の皆様に御負担いただくということではございませんので、どうぞよろしくお願い

いたします。

原委員

分かりました

ありがとうございます。

元木委員

私からは、スマート県庁の推進に向けた取組について何点かお伺いさせていただきたいと思えます。

県においては、スマート県庁の実現に向けましてスマート県庁推進課による施策の企画及び調整や全庁的な情報システムの開発及び運用、行政手続のオンライン化、革新的な技術を活用した業務改革に取り組んでいるということでございます。

一方、今回の議会でも議論されておりますけれども、例えば、私の地元の半田病院でもランサムウェアの問題が起りまして、多くの地元の住民の方に多大な影響が及んだような事案でございました。県庁のシステムが同じような攻撃を受けたときにどのような被害が出て、どういった影響が一般県民の方に及ぶのかということに思いを巡らしている方もいらっしゃるんじゃないかと推測する次第でございます。

県では、内部管理的なことを主眼としてスマート化を進めていると感じておりますけれども、一方で県民サービスの向上という点からも、システムをしっかりと維持していく必要があるんじゃないかと感じております。

そういう中で、スマート化の方針に沿って地道な取組がなされていると思えますけれども、セキュリティの面も含めまして具体的にどういった取組を行い、どのような成果が見込まれているのか、教えていただけたらと思えます。

阿部スマート県庁推進課長

スマート県庁推進課の業務について御質問を頂きました。

まず、情報セキュリティ対策ですけれども、行政運営のデジタル化を進めていく上で極めて重要な課題であると考えております。スマート県庁推進課が所管しております庁内ネットワークや情報システムにつきましては、こういったランサムウェア感染をはじめとするサイバー攻撃を防止するために多層的な防御対策を講じております。

3点ほど、御説明させていただきたいと思えます。

まず、県庁では外部と接触しているインターネット環境は、行政内部のネットワークから切り離して運用しておりまして、重要なデータが保存しております行政内部のネットワークには影響を与えないような仕組みを構築しております。

それから、次に職員が業務で使用しているパソコンには振る舞い検知型と言われます最新のセキュリティソフトを導入しておりまして、また登録していないUSBメモリといったものは使用できない仕組みを構築しております。

最後に、今回の半田病院でランサムウェアに感染したような場合なんですけれども、データが暗号化されて読めなくなるということが生じたと思うのですけれども、万が一感染した場合でも、何重ものバックアップ体制をとっておりまして、早期の復旧が可能と

なっております。

こういったように、まずはシステムで防ぐというようなことで多層的な対策を適切に運用していきますとともに、職員に対しても不審なメールは開かないといった基本的な情報セキュリティ対策を引き続き、研修等を通じて徹底していきたいと考えております。

それから、スマート県庁推進課の仕事についてなんですけれども、委員お話しのとおり、その情報システムの活用とか、あるいはAIやRPAなど最新デジタル技術の活用、それから行政運営のデジタル化などを進めますとともに、行政手続のオンライン化も進めております。

いずれの取組も最終的な目的は、県民サービスの向上にあると考えております。例えば、行政運営のデジタル化でありますと、内部的な業務を削減することで、県民の皆様を相手にした仕事により多くの時間を充てることが可能となります。

行政手続のオンライン化を進めますことは、わざわざ来庁したり郵送したりすることなく、申請や届出ができるといったことが可能になると考えております。さらには、単なる業務の省力化というのではなく、先ほどAIコンシェルジュの話が出ましたけれども、AIシステムの活用などはデジタルの力でこれまでできなかったことをできるようにすることも可能であると考えております。

スマート県庁推進課では、こういった行政運営のデジタル化、行政手続のオンライン化に取り組むことで、アフターコロナを見据えたデジタル社会の実現に向けた取組を加速していきたいと考えております。

元木委員

詳細に御説明を頂きました。

デジタル社会が進む中で、スマート県庁推進課の取組によって県民の方々が利便性の向上を実感できるような取組が必要なんじゃないかなと思う次第でございます

先ほども行政手続のオンライン化についての御答弁もございましたけれども、そのことによって県民の方々がこういったメリットを受けるか、やはりそれを効果的なものにするためには、県民の方に課題を共有していただくといいますか、そういったシステムを利用していただくことを進めていくことも大切なんじゃないかと思っております。そういった点の取組もしっかりと県民の方にも周知していただいて、県民の方々に協力いただくということも進めていただきたいと思う次第でございます。

御承知のとおり、各所属に総務担当という方がいらっしゃるんですが、当課が取り組むことによってかなり各課の負担も軽減されているんじゃないかと思う次第でございます。

その効果をもっと発揮して、しっかりと取り組んでいただきたいと思う次第でございます。

学者みたいな話になって恐縮ですけども、今県庁の所属でもスマートという言葉が使われているところがありまして、例えばスマート林業とか、農林水産業でもよくスマートという言葉が使われますし、行政でもスマート資金の実現とか使われたり、昨日の総理大臣の所信表明でもスマート農業という言葉が出され、スマートという言葉がすごく広がっているわけでございます。社会でもスマートフォンとかスマート化とかスマート家電とか使われております。

これはアメリカのオバマ前大統領、ブッシュ前大統領、クリントン前大統領などがよく使われて、どんどん日本に波及した言葉でありましたけれども、元々は人に使う言葉だったものが物にも使われるようになったというような話がある中で、スマートという言葉が多用すればするほどスマートな方だけが許可されるような社会にもなっていくのじゃないかと心配しているマイケル・サンデルさんのような方もいらっしゃるわけでございます。

それで、ちょっと聞きたいのが、スマートという言葉に込めた県としての思いと申しますか、どういった目的を持ってこのスマートという言葉を使っておられるのかといった点について、もし御答弁いただけたらと思います。

岡島経営戦略部次長

ただいま元木委員から、県庁の組織でスマートという言葉をいろいろと使っているということへの思いについての御質問かと思えます。

委員が大変勉強されているのでそれ以上の答弁がしづらいところはございますけれども、俗にいうスマート化は、一般的にはデジタル技術の活用等によるサービスの向上や業務の効率化という点を言うと認識しているところでございます。

そういった中で、今、DXということで国もいろいろとやっているところはございますけれども、当方もそれに先んじまして、デジタル化、昔はITとかICTといったあたりを、AIやRPAなどいろいろな形で進める中で、今の時代に先立ってデジタル化を各分野において進めていくというようなことです。各所属、要望等もございますけれども、そういうところからスマートというような言葉を使うことで、先ほど申し上げたようなサービスの向上、業務の効率化を図っていくという明確な一つの我々の思いと申しますか、意志と申しましょうか、そういうようなところをもって、それに適するような部署にスマートというような言葉を用いたと認識しております。

元木委員

スマートとは、デジタル社会に対応した人材がもっともって出てきて、社会を良くしていただきたらというイメージを受けるのですが、元々、スマートというのは賢いという意味で、人が賢いという反対語で言ったらStupid、愚かなという言葉の対義語で使われていたような話がありまして、ちょっとへりくつで恐縮なのですが、そういった基準だけじゃなくて、例えば職員の労務管理に関して言いましても、例えば勤務態度が真面目か不真面目かという基準や与えられた職務に対して誠実に取り組んでいるか、あるいは不誠実に取り組んでいるかという物差しなど、多様な視点で職員を評価するべきであると思えますし、施策もそういうふうにも多様な視点で評価していくのがいいんじゃないかと感じております。

先日も、副委員長からも少しありましたけれども、デジタル社会、例えば上司の方が部下の方々の職務の状況を把握して評価するのも、すごい難しい時代に入っているのじゃないかなと感じているわけでございます。

これからスマート社会、デジタル社会を迎える中で、職員の評価をどのように進めていかれるのかということについて、もし答弁があれば説明いただきたいと思います。

岡島経営戦略部次長

職員の評価方法については、時代に合った評価の方法に変わっていく部分もあるのだろうと思います。

デジタル、スマートの業務に携わる職員はどう評価するのかとかいうのもありますし、デジタル化することが善ということで、それだけを推進することをもって評価するというのも、それだけではないと認識しております。

今、元木委員がおっしゃったように、デジタル化、スマート化も一つの評価のポイントだと思いますし、あらゆる評価の仕方、あらゆる見方、視点がございまして、この辺については引き続き、多様な視点でもって評価をしていきたい。その中の一つとしてデジタル化、スマート化という部分について、職員がどのように取り組んでいるのかという点についても一定の評価を与えるものというように考えております。

元木委員

是非、手当の面も含めて、いろんな角度で職員の方、そして施策もいろんな角度で評価していただいて、時代にうまく対応していただきたいと思う次第でございます。

あと、スマートのついでではないのですが、先ほどの説明でも政策創造と健全財政の両立という中で、納税手続の電子化などによる県税収納のスマート化という取組があるということでございます。これは具体的にどんなメリットがあるのか、またどんな効果が見込まれているのか、教えていただけたらと思います。

賀原税務課長

県税収納のスマート化についての御質問を頂きました。

県税収納のスマート化につきましては、納税手段の拡大を図るとともにキャッシュレス化を推進しまして、非対面、非接触での納税を実現することでございます。「未知への挑戦」とくしま行動計画におきましても、多様な納税手段の延べ税目数といたしまして、平成29年度に2税目だったものを令和4年度には10税目以上とする目標を掲げているところでございます。

これまで県税の収納方法につきましては、金融機関等での窓口収納に加えまして、昭和47年度から個人事業税の口座振替、平成21年度からは自動車税のコンビニ収納を導入いたしまして、納税者の方の利便性向上に努めてきたところでございます。その後、令和元年10月には法人県民税、事業税におきまして電子納税ペイジーを導入いたしました。令和2年度の自動車税の種別割からは、手元に現金がなくても簡単に納付ができるモバイルレジ、スマホアプリを利用したインターネットバンキング及びクレジット納付のことですが、こちらを導入いたしました。

そして今年度、令和3年度の自動車税の種別割からは、スマホアプリを利用した電子マネーでございますLINE Pay及びPay Payを導入いたしまして、納税手段の拡大やキャッシュレス化を図ってきたところでございます。

令和4年度におきましては、新税務システムが令和4年1月から運用開始となりますので、ほぼ全ての税目にペイジーを導入するほか、電子マネーの種類を追加するとともに、スマホアプリを活用したインターネットバンキングやクレジット納付、電子マネーで納付

ができる税目を拡大するなど、より一層、納税者の方々の利便性の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

元木委員

是非、歳入、歳出両面にわたりまして積極的な改革に取り組んでいただいて、未来の投資を支える持続可能な財政基盤の確立に向けて、取組を進めていただきたいと思う次第でございませう。

国の歳出は、国民一人当たり1,000万円近く借金があるというようなことを聞いております。そのような中で、コロナ禍で県民の方々に不安感を与えることなく、大胆な歳出の抑制と積極的な歳入の対策に取り組んでいただきたいと思う次第でございませう。

東条委員

元木委員にまとめていただいた後で申し訳ないのですけれども、実はスマートということもありまして、ヒトという中に、テレワークをはじめとした新たな執務環境の確立というふうに書かれているのですけれども、これは諸会議とかをインターネットでつないで会議をするというようなことなのではございませうか。

具体的に若しくはこういうようなことを主に進めていくというのがありましたら、教えていただきたいのですが。

阿部スマート県庁推進課長

テレワークをはじめとした新たな執務環境の確立についてです。

新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、人との接触、人の流れを抑制するテレワークは極めて有効であり、アフターコロナを見据えた取組としても、本県でも積極的に取り組んでいるところでございませう。

この仕組みですけれども、本県では個人で使用するパソコンで職員の自宅の通信環境を利用して、セキュリティを十分に確保しながら職員が県庁のネットワークに接続して、自宅で業務を行えるような仕組みを構築してございませう。

東条委員

このようにデジタルを利用して、県庁内、出張に行かなくてもいいような体制を確立して、必要でない時間がある程度圧縮するような形で、働き方もどんどん変えていくということなのかなというふうに思ったのでございませう。

それと、関連して人事異動についてお伺いさせていただきたいのでございませう。

職員の評価というものも先ほど出てきましたけれども、人事異動は2年から3年くらいで代わっているように思うのですけれども、年数とか本人の希望、専門分野といった優先的な順位というのは検討されたりしているのか、どういうふうに行われているのか教えてください。

岡島経営戦略部次長

人事異動に関する御質問を頂戴いたしました。

今、委員がおっしゃったように、人事異動については、もちろん本人の希望や専門性はもとより、組織としてどういうふうな人材配置がより効率的になるのかという点を総合的に勘案いたしまして行っていきます。

結果として、職員によって若干異動スパンというのが変わってきますけれども、二、三年というところが一つの大きなめどになるのかなというふうなことでございます。

東条委員

部署によると思うのですがけれども、長い方でどのぐらいその部署にいらっしゃるか、またその部署はどんな部署なのか教えていただけますか。

岡島経営戦略部次長

最近、長期の配属のメリット、デメリットもございますので、以前に比べると長期で同一勤務という職員は少なくなっていると思います。もちろんそれは、行政事務の職員でございまして、一般の技術を持たれている職員の方については、大きいスパンでいうと、例えば土木であれば土木の中でいらっしゃるとか、あるいは保健師さんだったら保健所を中心に配属があるというような形になりますので、精緻なデータは今手元にございませんけれども、一定期間、長期の配属があるという方もいらっしゃると思います。

東条委員

私が議員になって3年ぐらいになるのですがけれども、実は毎年、子ども女性相談センターの課長さんが代わっているのです。

ここの相談は、正規の相談員と専門相談員の方が5年ということではいらっしゃるのですがけれども、課長が代わる度に情報伝達とか方針とかやり方が変わってくる。この部門は重い相談で命に関わる事業ということなのではございますけれども、子供や女性相談事業を軽く考えているのではないかとこのように思えるのですがけれども、その点はいかがでしょう。

岡島経営戦略部次長

女性支援業務という御質問かと思えます。

委員がおっしゃるように、非常にデリケートな問題を抱えている部署で、高い専門性や対人の能力というところが求められる非常に難しい担当の部署だと思っています。もちろんその中で一定の知識とか経験ということも必要ということは、理解しているところでございます。

一方、こうした業務ということで、24時間体制も求められるところでございます。職員もある意味生身の人間でございますので、精神的な負担が相当掛かっているというところもございます。時間外でも極度の緊張を強いられるという状況がある非常に厳しい環境だと思っています。

そういった中で、先ほど来申し上げているように、人事異動につきましては本人の希望等も勘案するという先ほど申し上げましたけれども、そういうところもございません。

当然、ただ個人のそういった要望だけというわけではないのですがけれども、全体として

相談体制は、経験者を必ず有しているような体制でローテーションを組んでいるところがございます。

確かに、担当課長が大きくリーダーということでございますので、方向性をうんぬんということはあるのかもしれませんが、ここ3年については、たまたま定年退職者の方がいらっしゃるという条件もある中で、毎年代わられているというような状況はございます。

ただ、委員おっしゃるようなところもございますので、こちらの部分については専門性を十分考慮した上で、人事異動については考慮してまいりたいと考えているところがございます。

東条委員

分かっていたので、ちょっとほっとしました。

5年の非正規の方、専門性のある方なのですけれども、もっといていただきたいと思っても5年という期限があるし、処遇待遇も全然変わらないということもあつたりするんです。職員もそうですけれども、そういう特殊な相談を受けるような、児童相談所もそうだと思いますのですけれども、そういう所におきましては、先ほども心労を伴う職場ということもありますし、やっぱり来られる方が命に関わる諸問題ということもあって、PTSDとかパニック障害といった二次被害ということも問題になる場合があります。

各関係機関や市町村、民間団体と連携していくというだけでも、すごく時間が掛かります。3年ぐらひは絶対掛かるなというふうにも思うのです。そういうことも考えていただいて、誰でもが携われるところではない、ある程度研修を積んだ方、又はその研修を受けられるような方を是非、希望者はもちろんですけれども、配置していただくように要望しておきますので、よろしく願いいたします。

黒崎副委員長

お話を伺っておりまして、ちょっと確認したいことがございます。

実は、昨日もある部局の委員会で、契約に基づいた内容がちゃんと執行されていないのではないかということで、言ってしまうと公安委員会のほうがPFIの事業で契約したのだけれどもということで、井川委員の逆鱗げきりんに触れました。当然の話でありまして、これは9月議会でも同じことが出ました。私も誠にそのとおりだと思います。

契約というのは、こういった仕事をしますとその対価としてこれだけ支払います、しかしながら、これについては別途こういうことが起こった場合にはこうですよ、ああですよということが契約書に書かれているというのが一般的な常識だと思います。これは公的なところも民間も同じだと思いますし、日本であろうがアメリカであろうが契約については、同じような手法、形態をとっておるものと思います。

徳島県として年間にどれぐらいの契約数があるのか、それをどこが管理しているのかということですね。大変たくさんあると思います。

その契約書に書かれてあること、執行されたことの評価はどこがどのようにしていくのかということだと思います。

公安委員会のことを例に出しましたが、恐らく県庁もたくさんの契約があるので、そこ

のところがどのような仕組みになって、どのように評価されているのかについてお伺いしたいと思います。

佐藤経営戦略部副部長

ただいま黒崎副委員長より、県庁全体の契約についての御質問でございます。

様々な契約があろうかと思っております。それぞれの所属において、例えば県土整備部であれば建設関係とか建築関係の契約、公共事業の発注とかもございまして、あるいは管財課においては物品の購入等、様々な契約をしております。それ以外の所属におきましても、それぞれの委託契約など様々な契約を締結しているところでございます。

その執行につきましては、それぞれの部局でまずは適正に執行していただくということが重要であると考えておりますけれども、その上で監査等を通じまして、その内容についてしっかりと見ていただくというような仕組みもございまして、毎年そういった取組を繰り返す中でノウハウの蓄積がなされていき、適正な執行に努めているというような状況であると認識しているところでございます。

黒崎副委員長

私は最初、年間の契約数もお尋ねしたのですけれども、そのあたりのことは出てきませんか、出てこない。出てこないのであれば、後ほど調べていただいて出していただかなければいけないと思います。

あと、執行管理ですね、監査のほうはやるのだということですか。

それは年間の評価ということも併せてされるということですか。例えば、執行についての道順とか、あるいは専門分野の知識に照らし合わせるということについては各部局がすると思うのですけれども、最終的な評価というのはいかにされるのでしょうか。

例で出して公安委員会には誠に申し訳ないのですけれども、PFI事業ということで事業が始まって、基礎がこうだとか、あるいは有害なものが出てきた。それが契約書の内容に書いていないので、また新たに資本を投入するというふうなことが起こってきた。あるいは、徳島県の事業の中で、物であるならば分かりやすいのですが、物ではなくて契約した行為というか、こういう効果を目指して契約しますということについては、評価なんていうのは大変難しいことだと思うし、こういったことについては、私の場合、他の人は知りませんが、議員としてどちらかというところもちょっとうっかりしていたところもあるかなという反省にも立っているのです。契約執行に対する評価を監査がやっているということのようですが、これが例えば監査委員であればそれも監査の時点で分かると、決算認定特別委員会でもチェックすれば分かるという理屈であるならば、もう少し丁寧に、書類、あるいは議員に対する決算認定特別委員会の説明も、もう少し掘り下げた形でお話ししていただくべきではなかろうかと、今ふと気が付いたわけではありますが、それはどうですか。

佐藤経営戦略部副部長

黒崎副委員長から、もう少し丁寧に決算あるいは監査等の前に説明をすべきだというような御指摘でございます。

先ほど来、お話が出ております公安委員会のほうでのPFI事業については、今回も井

川委員からも御指摘を何度か頂いておりますが、変更契約が出ておると認識しております。

当初、想定し得なかったような状況が生じるようなことが様々な契約の中でも起こり得ることと思います。そうした際には十分、当初予算を御審議いただいておりますという前提がございますので、それは議員の皆様はじめ県民の皆様にもきちんと説明ができるように心掛けていく必要があると思っておりますので、その点は今後また様々な契約を締結する際に、それから事業を執行していく際に、それぞれの所属において留意して進めていく必要があると認識しているところでございます。

黒崎副委員長

そのとおりです。よろしく願いいたします。

これからも大きな事業が続くわけです。音楽ホールも大きな大きな事業です。これでどんな効果が出てくるのかということが問われたときに、お金で表すわけにはいかないもので、こういう効果がありましたということをしつかりと発信をしていくということなのだろうと思います。

それが契約の執行の評価にもつながってくるということでございます。

くれぐれも、そのあたりのことをしっかりと業務の中でこなしていただきたいと強く要望して終わります。

井下委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

第2号、第3号、第8号、第12号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時33分）